2024年度 汚染負荷量賦課金申告・納付について





| アンケート協力依頼 | ••••• P.3 |
|-------------------------|--|
| Ⅰ.新しい委託先 | •••••••••••••••••••••••••••••••••••••• |
| (1)申告関係書類の送付、担当者情報の入力依頼 | ••••• P.5 |
| (2) 今後のお問い合わせ先 | ••••• P.6 |
| (3) Web説明会<ウェビナー> | ••••• P.7 |
| (4)今後の用紙申告の提出先 | ••••• P.8 |
| (5) 令和6年能登半島地震関係 | ••••• P.9 |
| Ⅱ.前年度からの変更点 | |
| (1)電子納付用入力シートの廃止 | ••••• P.10 |
| (2) FD・CD申告の廃止 | ••••• P.11 |
| Ⅲ.お知らせ | |
| (1)2024年度における申告・納付期限 | ••••• P.12 |
| (2)オンライン申告(算定様式なし用) | ••••• P.13 |
| (3)賦課金特設サイト | ••••• P.14 |
| (4)マニュアル類のダウンロード | ••••• P.15 |
| (5)申告手続の解説動画 | ••••• P.16 |
| (6)納付について | ••••• P.17 |
| (7)各種届出について | ••••• P.18 |



- ・ 賦課金特設サイト内にアンケートフォームを設置しております。
- 納付義務者皆さまのご意見等を申告や納付の手続などの利便性向 上等に反映していくものです。
- 是非、皆さまのご意見をお聞かせください。





これまでの委託先(2023年度まで)

日本商工会議所(各地商工会議所含む)



新しい委託先(2024年度以降)

株式会社東京商エリサーチ



- 汚染負荷量賦課金事務局(株式会社東京商エリサーチ)より送付します。
- 賦課金特設サイトから申告書「<u>担当者情報の入力</u>」をお願いします。





汚染負荷量賦課金申告・納付に関するお問い合わせについては 下記の方法によりご連絡ください。

| | 種別 | 掲載ページURL等 |
|---|---------|---|
| 1 | チャットツール | チャットボット(賦課金特設サイト内) <u>https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/</u> ※5月31日まで利用可能 |
| 2 | Webフォーム | お問い合わせフォーム(賦課金特設サイト内) <u>https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/contact/index.html</u> |
| 3 | フリーダイヤル | 汚染負荷量賦課金事務局(コールセンター) |



- 汚染負荷量賦課金申告・納付に関するWeb説明会<ウェビナー>を開催します (全2回開催)。
- 担当者情報に入力いただいたメールアドレス宛てに説明会情報を送信します。
- 賦課金特設サイトの説明会コーナー「説明会入口」ボタンからも入室できます。





対象:用紙申告の事業者

<u>用紙申告の場合は、下記まで郵送により提出してください。</u>

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内2階 株式会社東京商エリサーチ 横浜支店内 **汚染負荷量賦課金事務局**

※ これまで日本商工会議所(各地商工会議所含む)に提出されていた申告関係書類は 全て新しい委託先(上記宛先)に提出してください。

※ 提出に係る送料は事業者の負担となります。



「能登半島地震」に伴う

<u>汚染負荷量賦課金の申告・納付について</u>

- 令和6年1月1日の「能登半島地震」により被災された事業者の皆様に心から お見舞い申し上げます。
- この地震による被災に伴い、汚染負荷量賦課金の申告・納付についてご相談等のある事業者の方は汚染負荷量賦課金事務局までご連絡くださるよう、お願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

- ◆フリーダイヤル 0120-668-838
- ◆お問い合わせフォーム(賦課金特設サイト内) <u>https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/contact/index.html</u>





対象:ペイジー納付の事業者

- 「電子納付用入力シート」の送付を 廃止いたしました。
- 申告関係書類と一緒に送付される Pay-easy (ペイジー)チラシに納付 方法を記載していますので参照願い ます。

Pay-easy(ペイジー)納付時における 入力方法を記載しています

※『申告・納付の手続き』緑色冊子においても Pay-easy(ペイジー)納付時における入力方法が 掲載されていますので適宜参照願います。

※ 取扱銀行の最新情報は機構ホームページに掲載します。

Pay-easy (ペイジー)チラシ ※デザインは変わる場合があります





II.前年度からの変更点(2)FD・CD申告の廃止

対象:FD・CD申告の事業者

- 2023年度(令和5年度)申告を最後に「FD・CD申告」方式を廃止しました。
- 2024年度(令和6年度)申告からは「オンライン申告」又は「用紙申告」 いずれかの方式により申告を行ってください。
- セキュリティの関係等でオンライン申告ができない場合は「お問い合わせ フォーム」からその旨をご連絡ください。

これまで「FD・CD申告」方式により申告を行っていた事業者の方へ

- ▶ ERCAでは「オンライン申告」を推奨しております。
- オンライン申告にする場合、事前に『電子申告等届出書フォーム』より 届出を行ってください。届出内容確認後、機構よりログインに必要とな る認証情報を送付いたします。
- ▶ 「用紙申告」にする場合は、届出の必要はありませんが、汚染負荷量賦 課金事務局にご連絡いただき、複写式の申告書を入手して作成・提出し てください。



P.11

電子申告等届出書フォーム



2024年度(令和6年度)申告における申告期限と納付期限は以下のとおり。

●申告期限

2024年5月15日 (水)

| | ●納付期限 | 全期 | 2024年5月15日(水) |
|--|-------|----|---------------|
|--|-------|----|---------------|

延納の場合

| 第1期 | 2024年5月15日(水) |
|-----|----------------|
| 第2期 | 2024年8月15日(木) |
| 第3期 | 2024年11月15日(金) |
| 第4期 | 2025年2月17日(月) |

P.12

※ 納付については、Pay-easy(ペイジー)又は納付書で納付できます。

※ 合計賦課金額が30万円以上の場合に延納(4回に分けて納付)することができます。

※ 第2期以降の納付書については、各納付期限の約1ヶ月前にERCAより郵送します。



オンライン申告システム上に

P.13

「オンライン申告(算定様式なし用)」を開設しました。





P.14

汚染負荷量賦課金に関する各種マニュアルやQ&A、解説動画、

各種届出フォーム・お問い合わせフォーム等をまとめた

「<mark>賦課金特設サイト</mark>」を是非ご活用ください。







「<mark>賦課金特設サイト</mark>」内の下記リンク先から最新のマニュアル類をダウンロード することが可能です。

P.15

本サイトにはよくある問合せ内容とQ&Aについても記載しておりますので是非ご覧ください。





制度概要や申告関係書類の作成方法についての<u>解説動画</u>が 「<mark>賦課金特設サイト</mark>」内にあります。

| 申告手続きの解説動画一覧 (YouTubeのページに遷移します) | | | |
|-------------------------------------|--------------|--|--|
| 1 | 制度の概要 | | |
| 2 | 申告書の作成方法 | | |
| 3 | A様式の作成方法 | | |
| 4 | B様式の作成方法 | | |
| 5 | C様式の作成方法 | | |
| 6 | D様式の作成方法 | | |
| 7 | E様式の作成方法 | | |
| 8 | b 様式の作成方法 | | |
| 9 | 加重平均一覧表の作成方法 | | |
| 10 | 申告書類のダウンロード | | |
| 11 | 申告書類のアップロード | | |



P.16



※各動画約9分前後



P.17

 納付は「Pay-easy(ペイジー)」又は「納付書」により行ってください。
 申告書から納付書に申告金額を入力・記載するときに間違わないよう 今一度、確認してください。

<納付する場合の注意点>





法人情報に変更が生じる場合など 下記に該当する場合は事前に必要な届出を行ってください。

| | どんなとき? | 必要な届出 | 届出方法 |
|---|--|-------------|---|
| • | 納付義務者の名称及び住所に変更が生じたとき 対象工場・事業場の名称及び住所に変更が生じ たとき など ※ 合併・分割・事業譲渡など法人の組織変更の 場合は事前にERCAにご連絡ください。 | 名称等変更届出書 | オンライン申告システム内の名称等変 更届出書の入力フォームから提出 (注:オンライン申告事業者のみ利用可能) 賦課金特設サイトにある各種届出書 フォームから提出 |
| • | 初めてオンライン申告をするとき 認証用ファイル(K2Hファイル)を紛失したと き など | 電子申告等届出書 | ▶ 賦課金特設サイトにある各種届出書 フォームから提出 |
| • | 代理人を選任するとき 代理人を変更するとき | 代理人選任・解任届出書 | ▶ 賦課金特設サイトにある各種届出書 フォームから提出 |





②オンライン申告システム ログイン画面 (注:オンライン申告事業者のみ利用可能)

